

沿道竹木等の管理が適切にされていないと、道路に張り出した枝に自動車が接触したり、枯れ木の枝が自動車の落下したり、道路側への倒木により自動車が通行できなくなるなどして、事故につながります。



これらが原因で自動車や歩行者等に事故が発生すると、樹木の所有者の責任を問われることがあります。



8月は「道路ふれあい月間」です

普段何気なく利用している道路の重要性をご理解いただき、いつも広く・美しく・安全な道路であるようご協力をお願いします。

竹木等の伐採・せん定・適切な管理をお願いします

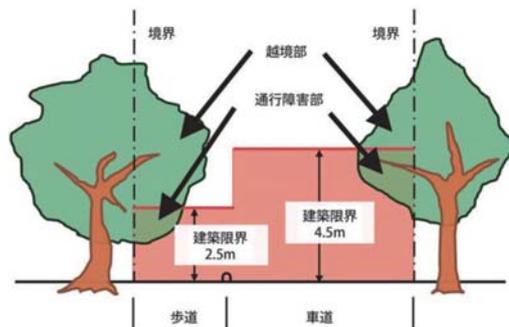
交通に支障を及ぼすおそれのある

道路を安全に通行するため、一定の幅、一定の高さの範囲内に通行の障害となるものを設けてはならない区域として建築限界が定められていますので、建築限界に張り出した竹木等の伐採をお願いします。

〈注意〉

伐採などの作業にあたっては、安全確保に十分配慮してください。

道路上で作業する場合は、所定の手続きが必要となる場合があります。詳しくは建設課または農業振興課にお問い合わせください。



通行の支障となる竹木の通報があった場合などは、町から土地所有者の方に伐採をお願いします。

私有地から道路にはみ出している樹木でも、土地所有者の方にその樹木の所有権があり、町が伐採することはできません。適切な管理へのご協力よろしくお願いします。



お問い合わせ先

肝付町役場 建設課

☎ 0994(65)8424

肝付町役場 農業振興課

☎ 0994(65)8417